

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の
適正化・活性化の推進を求める意見書

少子高齢化社会が急速に進展する中、タクシー事業は、地域公共交通の一つとして、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての機能に加え、多様化する利用者のニーズに対応し、福祉タクシーの導入や介護タクシーの運行、スマートフォンによる配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーや観光タクシーの充実など、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしている。また、東日本大震災発生から7年を経過しているが、被災者住民の足として重要な役割を果たしている。

しかしながら、昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目の下、インターネットを利用した「ライドシェア」と称するいわゆる「白タク」行為の容認を求める動きが出ている。「ライドシェア」は、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法、労働基準法等の様々な法令を遵守し、安全運行にコストをかけ、国民に安全安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすものである。また、議員立法により平成25年11月に改正されている「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下「改正タクシー特措法」という。）の意義を大きく損なうものでもある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1、国民の安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
- 2、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を推進するための諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月10日

福島県伊達郡桑折町議会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
総務大臣	石田真敏	殿
国土交通大臣	石井啓一	殿
内閣府特命担当大臣 (規制改革担当)	片山さつき	殿